

広島県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年四月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十三年広島県選挙管理委員会告示第五十三号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十三年三月八日提出の「中村芳雄後援会」の平成二十二年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
中村芳雄後援会	収入・支出の総額	収入・支出の総額	平成二十四年 三月二二日
	収入総額	収入総額	
	(本年の収入額)	(本年の収入額)	
	翌年への繰越額	翌年への繰越額	
	収入の内訳	収入の内訳	
寄附	寄附		
寄附 (政党匿名寄附を除く)	寄附 (政党匿名寄附を除く)		
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附		
寄附の内訳	寄附の内訳		
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附		
三菱重工労組三原支部政治活動委員会	三菱重工労組三原支部政治活動委員会		
三原市	三原市		
	1,600,000 円	1,700,000 円	